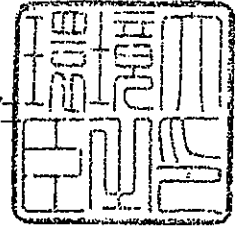


諮問第286号  
環水大土発第100811002号  
平成22年8月11日

中央環境審議会会長  
鈴木基之殿

環境大臣  
小沢鋭



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき  
環境大臣が定める基準の設定について（諮問）

標記について、農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和46年3月農林省告示第346号。以下「告示」という。）について、

- （1）別紙1の農薬に関し、告示第3号の環境大臣が定める基準を設定すること
  - （2）別紙2の農薬に関し、告示第4号の環境大臣が定める基準を設定すること
- について貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

(RS) -N- ( $\alpha$ -シアノ-2-テニル) -4-エチル-2-(エチルアミノ)-1,3-チアゾール-5-カルボキサミド (別名エタボキサム)

1-(4-クロロフェニル)-3-(2,6-ジフルオロベンゾイル) 尿素 (別名ジフルベンズロン)

メチル=N-(2-{[1-(4-クロロフェニル)-1H-ピラゾール-3-イル] オキシメチル} フェニル) N-メトキシ カルバマート (別名ピラクロストロビン)

S-4-フェノキシブチル=ジメチル (チオカルバマート) (別名フェノチオカルブ)

3-クロロ-N-(3-クロロ-5-トリフルオロメチル-2-ピリジル) - $\alpha$ ,  $\alpha$ ,  $\alpha$ -トリフルオロ-2,6-ジニトロ-p-トルイジン (別名フルアジナム)

(R) -2-[4-(6-クロロ-1,3-ベンゾオキサゾール-2-イルオキシ) フェノキシ] -2'-フルオロ-N-メチルプロピオンアニリド (別名メタミホップ)

(別紙2)

(RS) - 2 - [2 - (3 - クロロフェニル) - 2, 3 - エポキシプロピル] - 2 - エチルインダン - 1, 3 - ジオン (別名インダノファン)

3 - [1 - (3, 5 - ジクロロフェニル) - 1 - メチルエチル] - 3, 4 - ジヒドロ - 6 - メチル - 5 - フェニル - 2H - 1, 3 - オキサジン - 4 - オン (別名オキサジクロメホン)

3 - (3, 3 - ジメチルウレイド) フェニル = tert - ブチルカルバマート (別名カルブチレート)

(E) - 1 - (2 - クロロ - 1, 3 - チアゾール - 5 - イルメチル) - 3 - メチル - 2 - ニトログアニジン (別名クロチアニジン)

(RS) - 2 - (2, 4 - ジクロロ - m - トリルオキシ) プロピオンアニリド (別名クロメプロップ)

3 - (2 - クロロ - 1, 3 - チアゾール - 5 - イルメチル) - 5 - メチル - 1, 3, 5 - オキサジアジナン - 4 - イリデン (ニトロ) アミン (別名チアメトキサム)

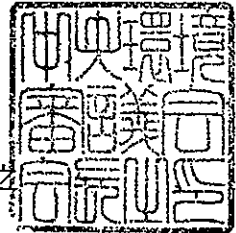
O - 3 - tert - ブチルフェニル = 6 - メトキシ - 2 - ピリジル (メチル) チオカルバマート (別名ピリブチカルブ)



中環審第564号  
平成22年8月11日

中央環境審議会土壌農薬部会  
部会長 松本 聡 殿

中央環境審議会  
会長 鈴木 基之



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき  
環境大臣が定める基準の設定について（付議）

平成22年8月11日付け諮問第286号、環水大土発第100811002号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、土壌農薬部会に付議する。